

## 0～2歳児クラスの保護者に配付してください

令和4年3月29日

横浜保育室0～2歳児クラスの  
保護者の皆様

### 登園日数に応じた保育料の日割り対応について

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和4年3月18日付「まん延防止等重点措置の解除に伴う利用料（保育料）日割り対応の終了について（依頼）」でお知らせしておりましたとおり「登園をしなかった場合の保育料」について、「まん延防止等重点措置期間が終了する日まで継続する」としていましたが、「令和4年3月31日」をもって終了することとします。

#### 1 対象児童

次の要件をすべて満たす児童

- ・横浜保育室の基本助成費の対象児童（0～2歳児クラス）のうち、幼児教育・保育の無償化対象となっていない児童

市民税	0～2歳クラス	3～5歳クラス
非課税	幼児教育・保育の無償化対象（利用料0円）	幼児教育・保育の無償化給付
課税	今回の助成（日割り対応）対象者	（上限37,000円）の対象

- ・2の対象期間中に在籍した児童
- ・横浜市民または川崎市民

#### 2 対象期間

- ※ **1月21日（金）～3月31日（木）**
- ※ 終了日に変更がある場合は別途通知します。
- ※ 期間が変更にならなかった場合、4月1日以降の保育料については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無にかかわらず、日曜日・祝日を除いた在籍日数分の保育料が発生します。

#### 3 保護者の皆様が行う手続

施設から返金を受けた場合は、受領証明書を施設にご提出ください。

※登園日数については各施設から報告を受けるため、保護者の皆様に行っていただく手続きはありません。

#### 4 日割り対応における保育料算定の考え方

変更後の保育料：通常の保育料÷25日（※）×実際の登園日数

<10円未満切り捨て>

※ 運営助成費の日割り対応（横浜保育室事業実施要綱第12条第10項）の考え方に準じ、月によらず「25日」で割り一日あたりの保育料相当額を計算します。

（留意点）

- 1月4日～20日及び4月1日以降については今回の取扱いの対象期間外のため、登園の有無に関わらず、日曜日・祝日等を除いた在籍日数分の保育料が発生します。
- 欠席日数が0日の場合は対象外となります。
- 対象期間中の登園しなかった日について、理由は問いません。
- 普段登園していない曜日（例：土曜日など）でも、実際に登園しなかった場合は、保育料が減額されます。

問合せ先

こども青少年局保育・教育運営課

045-671-3564